

介護予防・日常生活支援総合事業 (重要事項説明書)

あなた(利用者)に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 法人の概要

法人の名称	社会福祉法人 松寿会
主たる事業所の所在地	〒010-1654 秋田市浜田字陳ヶ原15番地5
代表者(職・氏名)	理事長 佐々木 勘右工門
設立年月日	昭和42年2月8日
電話番号	018-828-7856 (松涛園)

2. 事業所の概要

事業所の名称	松寿会指定訪問介護事業所 (松涛園内)		
事業所の所在地	〒010-1654 秋田市浜田字陳ヶ原35番地31		
電話番号	018-828-7856 (松涛園)		
指定を受けている事業	事業の種類	指定(更新)年月日	事業所番号
	訪問介護	令和2年4月1日	第0570102921号
	第一号訪問事業	令和2年4月1日	
	居宅介護	平成30年10月1日	第0510100043号
管理者の氏名	所長 佐々木 勘右工門		
通常の事業実施地域	秋田市全域		

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的	要支援状態等にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図り、第一号訪問事業を提供することを目的とします。
運営方針	事業者は、利用者の心身の状況や家族環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

第一号訪問事業は、訪問介護員等が利用者のお宅を訪問し、入浴、排せつや食事等の介助、調理、洗濯や掃除等の家事など、日常生活上の世話をを行うサービスです。具体的には、サービスの内容により、以下の区分に分けられます。

サービスの種類	サービスの内容等
身体介護に関すること	排泄介助、食事介助、特段の専門的配慮をもって行う調理、清拭、部分浴、全身浴、洗面等、身体整容、更衣介助、体位変換、移乗・移動介助、通院・外出介助、起床・就寝介助、服薬介助、自立生活支援・重度化防止のための見守りの援助 その他
生活援助に関すること	掃除、洗濯、ベッドメイク、衣類の整理・被服の補修、一般的な調理・配下膳、買い物・薬の受け取り その他 * ご利用者以外のための援助や金銭管理は行いません
基本サービス	健康チェック、環境整備、相談・助言、その他
「第一号訪問事業」のうち「訪問型サービスA」は、 「基本サービス」及び「生活援助」サービスのみを行います。	

5. 営業日時

営業日	月曜日から土曜日まで ただし、国民の祝日(振替休日含む)及び年末年始(12月29日から1月3日)の特別休業日を除きます。
営業時間	午前8時30分から午後5時15分まで

* ただし、日曜日、祝日及び特別休業日であってもケアプランに基づいてサービスの提供を求められた場合には、上記の限りではありません。

6. 事業所の職員体制

職種	勤務の形態・人数
管理者	常勤 1名(所長)
サービス提供責任者	常勤 1名(訪問介護員と兼務)
訪問介護員	常勤 3名(介護福祉士)

7. サービス提供責任者

サービスの利用にあたって、ご不明な点やご要望などがありましたら何でもお申し出ください。

サービス提供責任者	小野 元子(介護福祉士)
-----------	--------------

8. 利用料

サービスを利用した場合の「基本利用料」は次のとおりで、お支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に応じた基本利用料の1割、一定以上の所得者については2割又は3割の額です。ただし、第一号事業支給費の限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 第一号訪問事業の利用料

基本料金は、厚生労働大臣の告示で定める金額又は秋田市長が定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本料金も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

〔基本部分〕

区 分	サービスの内容	利用単価	利用者負担（月額）		
			1 割	2 割	3 割
訪問型サービス 1 1	要支援 1・2 で 週 1 回程度	1, 176 円 (1 月単価)	1, 176 円	2, 352 円	3, 528 円
訪問型サービス 1 2	要支援 2 で 週 2 回程度	2, 349 円 (1 月単価)	2, 349 円	4, 698 円	7, 047 円
訪問型サービス 2 1	1 月当たりの回数を 定める場合	287 円	287 円	574 円	861 円
訪問型短時間サービス	要支援 1・2 で 一回 20 分未満	163 円	163 円	326 円	489 円
訪問型独自サービス	要支援 1・2 事業対象者	2, 200 円	220 円 (回数払い)	440 円 (回数払い)	660 円 (回数払い)

〔加算〕 以下の条件を満たす場合に前記の基本部分に料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件等	加 算 額			
		基本利用料	利 用 者 負 担		
			1 割	2 割	3 割
初回加算(初回のみ)	新規の利用者様へサービスを提供した場合	2, 000 円	200 円	400 円	600 円
緊急時対応加算 (身体介護時のみ/1回)	要請に基づき 24 時間以内に行っていること	1, 000 円	100 円	200 円	300 円
介護職員等処遇改善加算 I	所定単位数×24.5% (1 月あたり)	—	計算額の 1 割	計算額の 2 割	計算額の 3 割

「訪問型サービス A」を利用されている方は「初回加算」のみ該当します。

- * 介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算：区分支給限度額の算定対象からは除かれます
- * 所定単位数：基本報酬に各種加算・減算を加えた総単位数

(2) 支払方法

利用料金（利用者負担分の金額）は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、サービスを利用した翌月の末日までに次のいずれかの方法によりお支払いください。ただし、その日が休日、日曜日及び土曜日の場合には、その日に最も近い休日、日曜日及び土曜日でない日とします。

また、利用者負担金に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後に発行します。

□銀行振り込み	銀行振込指定口座 秋田銀行 新屋支店 店番：117 預金種目：普通預金 口座番号：228168 受取人：松寿会特別養護老人ホーム松涛園
□現金払い	事業所の窓口での現金払い

9. 利用の中止、変更、追加

○サービスのご利用を中止する場合には、すみやかに下記にご連絡ください。

松寿会訪問介護事業所 018-828-7856 (松涛園)

なお、中止を希望する場合には、サービスご利用の前日までにご連絡ください。訪問型サービスAをご利用の方が当日キャンセルした場合には、次のキャンセル料を申し受けることとなりますのでご了承ください。ただし、ご利用者の容態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。

○キャンセル料は、次のようにお支払いいただきます。

お 申 し 出 日 等	キャンセル料の負担割合
利用予定の前日までに申し出が有った場合	無 料
利用予定当日の午前8時までに申し出が有った場合	介護費の50%
利用予定当日の午前8時までに申し出が無かった場合	介護費の100%

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問介護員の稼働状況によりご利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合には、他の利用可能日時をご利用者に提示して協議します。

10. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じた時は、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称	
	主治医氏名	
	所在地	
	電話番号	
緊急時連絡先 (家族等)	氏名(続柄)	()
	電話番号	

1 1. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかな利用者への対応と、利用者の家族、担当の地域包括支援センター、秋田市等へ連絡するとともに必要な措置を講じます。

1 2. 苦情相談の窓口

① 事業所のご相談・苦情受け付け窓口

電 話 番 号	018-828-7856 (松涛園)
フ ァ ッ ク ス	018-828-7863
サービス提供責任者	小野 元子
対 応 時 間	午前8時30分～午後5時15分 *緊急時は24時間対応

② 公的機関でも苦情等を受け付けます。(土曜日、日曜日、祝日等を除く)

秋田市長寿福祉課	所 在 地：秋田市山王一丁目1-1 電 話 番 号：018-888-5668 フ ァ ッ ク ス：018-888-5667 対 応 時 間：午前8時30分～午後5時15分
秋田市介護保険課	所 在 地：秋田市山王一丁目1-1 電 話 番 号：018-888-5672 フ ァ ッ ク ス：018-866-5673 対 応 時 間：午前8時30分～午後5時15分
秋田県国民健康保険団体連合会(国保連)	所 在 地：秋田市山王四丁目2-3 秋田県市町村会館 内 電 話 番 号：018-883-1550 フ ァ ッ ク ス：018-883-1551 対 応 時 間：午前9時～午後5時
秋田県福祉サービス相談支援センター	所 在 地：秋田市旭北栄町1-5 秋田県社会福祉会館 内 電 話 番 号：018-864-2726 フ ァ ッ ク ス：018-864-2742 対 応 時 間：午前9時～午後5時

1 3. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

(1) サービス提供の際、訪問介護員は以下の業務を行うことができませんので、あらかじめご了承ください。

- ① 医療行為及び医療補助行為
- ② 各種支払いや年金の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
- ③ 他の家族に対する食事の準備など

(2) 訪問介護員に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りします。

(3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、出来る限り早めに、担当の地域包括支援センターまたは、当事業所へご連絡ください。